

# 『日本書紀』訓読文の「むとす」について

なかむらゆきひろ  
中村幸弘

(本学学長)  
國學院大學名誉教授

## 一 現代人に共通する「むとす」の誤解

古典文に用いられている「むとす」について、現代人の多くがわざわざ意識して学習しなくても、漠然と（「よ」とする）と読みとっているようである。古典文そのものをあまりは読んでいないと思われる十八・九歳の男女学生にさりげなく確かめても、カルチャー講座で古典文学にある程度親しんでいる婦人たちに『竹取物語』の「おのが心ならずまかりなむとす」を挙げて伺っても、ほぼ、みな、そうであった。

その現代語（「よ」とする）からは、「犬が噛みつきようとする」「犯人が斬りつけようとする」などに見る事態の逼迫性を、まず読みとるようである。そして、併せて、その「（よ）うとする」は、その動作主の意志を表している、と感じとっているようでもある。研究に先立つ現況確認としては、いつそう信憑性高い調査方法に拠らなければならないのであるが、感覚で捉えた、この印象には、大方の同感のお声がいただけようと思っている。

「犬が噛みつきようとした。」の「う」は、そう表現した人が犬の意志を確認してそう表現しているわけではないのに、多くの人が、その「う」に犬の意志を感じとってしまったようである。「犯人が斬りつけようとした。」の「よう」も、そう表現した人が犯人の意志を確認してそう表現しているわけではないのに、多くの人が、その「よう」に犯人の意志を感じとってしまったようである。現代人に共通する「むとす」誤解の原点である。

「むとす」の誤解について、筆者は、「（…む）とす」表現の読解と問題点―主体の人称と意志の有無とに注目して―（『國學院雑誌』第

一一九卷六号)「第三人称人物主体「(…む)とす」表現の読解―その「む」の多くを意志と認識するのは共同幻想か―」(國學院雜誌「第一二〇卷三号」)「古事記」訓読文の「むとす」と補読の「たまふ」とから―その「む」は、どう読みとつたらよいのか―(現在、「國學院雜誌」に投稿してあり、「國學院雜誌」第一二二卷三号に掲載予定)の三論考を通して訴えてきた。古典語「むとす」を「(よ)うとする」という現代語に、いや、近代語に言い換えた、その段階にあつては、その「(よ)う」に推量の意も表すことができていたが、その後、その「(よ)う」は、極めて限られた場合を除いて、意志をしか表さないようになってしまった。その事情についても、前引の「第三人称主体「(…む)とす」表現の読解―その「む」の多くを意志と認識するのは共同幻想か―」と、それに続く「古事記」訓読文の「むとす」と補読の「たまふ」とから―その「む」は、どう読みとつたらよいのか―のなかに、簡略にはあるが、触れてきている。

## 二 上代和習漢文訓読文の「むとす」

広く漢籍の範疇に入る漢文や近世の日本漢文の訓読表現には、再読文字としての「将」「且」字の訓「まさに…(せ)んとす」の「んとす」が存在する。その「んとす」には、(よ)うとする」という訳語が定着していて、それは、そうであつてよいものと思つている。ところが、その漢文訓読文の「んとす」の訳語(よ)うとする」が、広く和文としての古典文の「むとす」の訳語としても、これまた、定着してしまつていふように思えてくるのである。直接接してきた生徒・学生だけでなく、古典語文を現代語訳した多くの関係書物にも広く共通して見られるところではないか、とも思つている。

さきの「古事記」訓読文の「むとす」と補読の「たまふ」から―その「むとす」は、どう読みとつたらよいのか―執筆過程において、「古事記」訓読文の「むとす」には、現行漢文訓読文に見られる「んとす」の影響が顕著に見られたことが思い出されてくる。そこにおいて取り立てることはしなかったが、本居宣長『古事記伝』が「クマソクニヲコトムケタマハムトセシトキニ」と訓み下していたところを、日本古典文学大系本・日本古典文学全集本『古事記』が「熊曾國を撃たむとしまひし時」と訓読してしまつたのは、「んとす」を一単語相当の連語として用いてきていた漢文訓読表現の影響あつての結果である。しかも、その「む」は、仲哀天皇の意志を表すものなのではない。(熊曾を征討なさるだらうと思われた時に)と読みとるところである。

『日本書紀』の文章は、ともに和習漢文といわれても、国内向けの『古事記』とは違って、当代中国語文として通用するよう翻訳した文

体である、と評価されている。当時の朝鮮半島諸国や中国大陸国家を意識して、日本国家の正史として編纂された史書である、とされている。その編纂過程についても、解明されている事柄が多いが、いま、表現・表記について注目したとき、卷々の偏倚ということがいわれている。その用語・用字が卷々においてある偏倚を見せる、というのである。それは、グループを異にする大別二類があつて、系列を同じくする卷々と別にする卷々とがある、ということにもなるようである。

『日本書紀』訓読文の「むとす」の確認についても、卷々での整理が基礎作業として必要かと思えてきた。当面、新編日本古典文学全集『日本書紀』(①②③) 訓読文から「むとす」を検出し、その原文の用字等を手掛かりに整理を進めていくこととする。なお、そもそもが、「むとす」の上に尊敬の補助動詞「たまふ」がある場合と「むとす」の下にその「たまふ」が付いている場合との相違を検討するところから始めた、この一連の調査と考察とであるところから、今回の資料の検出に際しても、「むとす」の前後の敬語補助動詞には。。。印を付けておくこととする。

### 三 卷一(神代上)の「むとす」

卷一において、「むとす」と訓読されている原文のなかで、その「むとす」に相当する漢字は、「将」(A)・「且」(B)・「当」(C)のほか、熟字と見られる「且臨」(D)・「且当」(E)である。以下の用例列挙に際しては、その各漢字の下に符号として配したアルファベットを冠して、種別の用例数が見えてくるように、各用例を引いていくこととする。

(1) (A) (1) 即ち天柱を巡らむとして、約束りて曰はく、。(①二九・13)  
〔将〕巡〔天柱〕、

(2) (A) (2) 遂に合交せむとして、其の術を知りたまはず。(①三三・12)

〔遂〕将〔合交〕、

(3) (B) (1) 其の終りまさむとする間に、臥して土神埴山姫と水神罔象女とを生みたまふ。(①三九・17、四〇・1)

〔其〕且〔終之間〕、

(4) (B) (2) 其の神退りまさむとする時に、則ち水神罔象女と土神埴山姫とを生み、又天吉葛を生みたまふ。(①四一・4)

- (5) (B) (3) 一書に曰く、伊弉冉尊、火神軻遇突智を生まむとしたまふ時に、悶熱ひ懊惱み、因りて吐したまふ。(①四一・7-8)
- (6) (A) (3) 泉津狭女其の水を渡らむとする間に、伊弉諾尊已に泉津平坂に至りたまふといふ。(①四七・2)
- (7) (A) (4) 次に其の枉れるを矯さむとして神を生みたまひ、号けて神直日神と曰す。(①四九・10)
- (8) (A) (5) 因りて出で返りなむとしたまふ。時に、直に黙して帰りたまはずして、盟ひて曰はく、…。(①五七・3)
- (9) (A) (6) 是に素戔嗚尊、請ひて曰さく、「吾今し教を奉りて根国に就りなむとす。…」とまをす。(①六一・13)
- (10) (C) (1) 是の後に伊弉諾尊、神功既に畢へ、靈運り遷りましなむとしたまふ。(①六一・17)
- 右訓読文の「靈運り遷りましなむとしたまふ」は、どう読み取つたらよいのであろうか。小稿の契機となつた用例である。
- (11) (A) (7) 素戔嗚尊対へて曰はく、「…但し、父母已に厳しき勅有れば、永に根国に就りなむとす。…」とのたまふ。(①六五・2)
- (12) (A) (8) 時に、天照大神復問ひて曰はく、「若し然らば、何を以ちてか爾が赤心を明さむとする」とのたまふ。(①六五・6)
- (13) (A) (9) 一書に曰く、素戔嗚尊天に昇らむとする時に、一神有り。(①七〇・1)
- (14) (C) (2) 復天照大神の新嘗きこしめさむとする時を見て、則ち陰に新宮に放戻まる。(①七五・14)

〔見下…〕当〔新嘗一時上〕

(15) (C) (3) 日神の新嘗ひのかみきしめさむとする時に及いた至りて、素戔嗚尊、…陰みづかに自ら送くそま葬る。(①八一・8)

〔及下至…〕当〔新嘗之時二〕

(16) (C) (4) 是に素戔嗚尊、日神に白まをして曰のたまはく、「…今し就まか去りなむとす。…」とのたまふ。(①八九・13)

〔今当〕就去一。

(17) (D) (1) 対こたへて曰まをさく、「…今し此この少童吞せとめまれなむとす。…」とまをす。(①九一・12、13)

〔今…〕且〔臨被レ吞。〕

(18) (B) (4) 乃ち素戔嗚尊に告まをして曰まをさく、「…今し吾産われうまむとす。…」とまをす。(①九五・12)

〔今吾〕且〔産。〕

(19) (A) (10) 産む時に至り、必ず彼の大蛇戸せつちとに当り児こを吞くまむとす。(①九五・17)

〔将〕吞レ兒焉。

(20) (A) (11) 脚摩乳・手摩乳対てなづちたへて曰まをさく、「…何以いかしてか殺ころさむとしたまふ」とまをす。(①九七・14)

〔将〕何以殺レ之。

(21) (E) (1) 初め大己貴神の国おほなほのかみを平ことむけたまふに、出雲国の五十狭狭いづものくにの小河いに行き至りまして、且まさ当まさに飲食みせししたまはむとしき。(①一〇五・16)

〔而〕且〔当〕飲食一。

#### 四 卷二(神代下)の「むとす」

この巻において、「むとす」と訓読される原文に新たに採用されている漢字として、まず、「且将」(F)という熟字が見られた。そして、「欲」(G)が登場した。また、その原文に該当する漢字が存在しない用例を見ることがになった。□印をもって表すこととした。用例列挙の要領は、従前どおりとする。

(22) (F) (1) 且まさに降くだりまさむとする間に、皇孫すめみま、已あに生れたまふ。(①一二九・10)

〔且將〕降間、

右の原文は、「且將降間、」というように返り点を施し、「且將に降りまさむとする間に、」と訓読することも考えられよう。さらには、「且將」が「むとす」に相当すると見て、「降りまさむとする間に、」と訓むことも考えられる。

(23) (B (5)) 已にして且に降りまさむとする間に、先駟者還りて白さく、…。(①二三一・一)

〔已〕降之間、

(24) (□ (1)) 天鈿女復問ひて曰く、「汝は何処にか到らむとする、…」といふ。(①三三二・17) 三三二・1)

〔汝何処到耶、〕

(25) (□ (2)) 天鈿女復問ひて曰く、「…皇孫何処にか到りまさむとする」といふ。(①三三二・1)

〔皇孫何処到耶。〕

(26) (A (12)) 帰去りまさむとするに及び、豊玉姫、天孫に謂りて曰さく、…。(①一六〇・1)

〔及〕將歸去、

(27) (A (13)) 侍者群れ従ひ、内より出で、玉壺を以ちて水を汲まむとし、仰ぎて火火出見尊を見つ。(①一六四・3) 一六五・1)

〔將〕以玉壺汲上レ水、

(28) (B (6)) 是より先に別れなむとする時に、豊玉姫從容に語りて曰さく、…。(①一六七・10)

〔先〕是且別時、

(29) (C (5)) …火火出見尊に謂して曰さく、「妾今夜産まむとす。…」とまをす。(①一六七・14)

〔妾…〕当産、

(30) (A (14)) 彦火火出見尊帰りまさむとする時に及至り、海神白して言さく、…。(①一七一・1)

〔及〕到…將歸之時、

(31) (A (15)) 帰りたまはむとするに及至り、海神乃ち鯛女を召し、其の口を探りしかば、鉤を得き。(①一七五・17)

〔及〕至將歸、

(32) (C (6)) 已にして鰐魚を召集へ問ひて曰く、「天神の孫、今し還去りまさむとす。…」といふ。(①一七七・3)

〔今当「還去」〕

(33) (C (7)) 時に豊玉姫の侍女有りて、玉鏡を持ち井水を汲まむとし、人影の水底に在るを見、酌取ること得ず。(①一八三・7)

〔当「汲」井水〕

(34) (G (1)) 故、兄、弟の徳を知り、自ら伏辜ひなむとす。而るを弟愠色して与共言ひたまはず。(①一八五・12)

〔欲「自伏辜」〕

(35) (C (8)) 是より先に、豊玉姫出来り、産まむとする時に、皇孫に請ひて曰さく、…。(①一八七・1)

〔当「産時」〕

### 五 卷三(神武天皇)の「むとす」

この巻において、「むとす」と訓読される原文の該当する漢字は、すべて既出のものである。用例列挙の要領も、従来どおりである。

(36) (G (2)) 既にして皇師中洲に趣かむとす。而るを山中險絶しく、復行くべき路無し。(①二〇五・3)

〔欲「趣」中洲〕

(37) (B (7)) 因りて軍門を拜みて告して曰さく、「臣が兄兄猶の逆状を為すは、天孫到りまさむとすと聞り、即ち兵を起して襲ひたてま

つらむとす。…」とまをす。(①二〇七・7)

〔聞「…」到〕

(38) (A (16)) 軍門を拜みて告して曰さく、「臣が兄兄猶の逆状を為すは、天孫到りまさむとすと聞り、即ち兵を起して襲ひたてまつらむとす。

…」とまをす。(①二〇七・8)

〔即起「兵將」襲〕

(39) (A (17)) 天皇、祇みて夢の訓を承り、依りて行ひたまはむとす。時に弟猶、又奏して曰さく、…。(①二一一・14)

〔依以「將」行〕

(40) (A 18) … 皇師、大きに挙りて磯城彦を攻めむとし、先づ使者を遣し兄磯城を徴さしむ。(①二二九・12)

〔將〕攻「磯城彦」。

(41) (A 19) 因りて烏の隨に詣到りて告して曰さく、「…。則ち八十梟帥を聚め、兵甲を具へ、与に決戦はむとす。…」とまをす。(①二二一・6)

〔將〕与「決戦」。

(42) (□ 3) 時に長髓彦、… 天皇に言さしめて曰さく、「…。奈何ぞ更天神の子と称りて、以ちて人の地を奪はむとする。…」とまをす。(①二二五・17)

〔奈何〕… 以奪「人地」乎。

六 卷四 (綏靖・安寧・懿德・孝昭・孝安・孝靈・孝元・開化天皇) の「むとす」

この巻には、「むとす」と訓読される表現は存在しなかった。

七 卷五 (崇神天皇) の「むとす」

この巻の「むとす」の原文の該当する漢字は、すべて既出のもので、用例列挙の要領も、従来どおりである。

(43) (B 8) 五年に、国内に疾疫多く、民死亡者有りて、且大半ぎなむとす。(①二六九・16)

〔且〕大半矣。

(44) (A 20) … 天皇に言したまはく、「是、武埴安彦が謀反けむとする表ならむ。…」とまをしたまふ。(①二七九・14)

〔將〕謀反「之表者也」。

(45) (□ 4) … 武埴安彦、妻吾田媛と謀りて反逆けむとし、師を興して忽に至る。(①二八一・1)

〔与〕妻吾田媛「謀反逆」。

(46) (G 3) … 夫は山背より、婦は大坂より共に入り、帝京を襲はむとす。時に天皇、五十狹芹彦命を遣し吾田媛の師を撃たしめたまふ。(①二八一・3)



〔欲〕襲<sub>二</sub>帝京<sub>一</sub>。〕

(47) (G) 対へて曰く、「汝、天に逆ひて無道なり。王室を傾けむとす。…」といふ。(①二八一・15)

〔欲〕傾<sub>二</sub>王室<sub>一</sub>。〕

(48) (G) 対へて曰く、「…故、義兵を挙げて、汝が逆ふるを討たむとす。…」(①二八一・16)

〔欲〕討<sub>二</sub>汝逆<sub>一</sub>。〕

(49) (□) (5) 是を以ちて、既に年月は経れども、猶し恨怨を懐き、弟を殺さむとする。志有り。(①二九一・6)

〔有<sub>二</sub>殺<sub>レ</sub>弟之志<sub>一</sub>。〕

#### 八 卷六（垂仁天皇）の「むとす」

この巻の「むとす」は、一用例を見るだけである。しかも、その「むとす」の原文の漢字については、テキスト編者も、その漢字を「むとす」と訓読していることに気づいていないようである。その該当する漢字は、「臨」(H) 字である。

(50) (H) (1) 三十二年の秋七月の甲戌の朔にして己卯に、皇后日葉酸媛命薨ります。臨葬りまつらむとして日ごろ有り。(①三三五・5～6)

〔臨〕葬有<sub>レ</sub>日焉。〕

右の原文は、「臨<sub>レ</sub>葬有<sub>レ</sub>日焉。 葬りまつらむとして日ごろ有り、」と訓読して「臨」字が「むとす」に相当するのではないかと感じている。

#### 九 卷七（景行・成務天皇）の「むとす」

この巻において、「むとす」と訓読される原文の漢字は、すべて既出のもので、用例列挙の要領も従来どおりである。

(51) (A) (21) 復打媛を討たむとして、徑に彌疑山を度る。(①三五三・3)

〔復將〕討<sub>二</sub>打媛<sub>一</sub>。〕

(52) (A) (22) 天皇、初めに賊を討たむとして、柏狭の大野に次りたまふ。(①三五三・9)

〔初將〕討<sub>レ</sub>賊。〕

(53) (A 23) 十八年の春三月に、天皇、京に向はむとして、筑紫国を巡狩し、始めて夷守に到ります。(①三五七・16)

〔將〕向レ京、

(54) (□ 6) 乃ち弟夷守、還り来て曰さく、「諸原君泉媛、大御食を献らむとするに依りて、其の族会へり」とまをす。(①三五九・1)

〔依〕献レ大御食、

(55) (G 6) 悉くに親族を集へて宴せむとす。(①三六六・1~2)

〔欲〕宴。

(56) (B 9) 川上梟帥、且に被酒はんとす。(①三六七・4)

〔且〕被酒。

右の原文の「且被酒。」の「且」字は、再読文字として「且被酒」。且に被酒はむとす。」と訓読する、ということにならう。その「ん」は、「む」の誤植であらう。

(57) (A 24) 仍りて倭姫命に辞して曰さく、「今し天皇の命を被りて、東に征きて諸の叛者を誅はむとす。…」とまをしたまふ。

(①三七五・1)

〔將〕誅レ諸叛者、

(58) (G 7) 王に啓して曰さく、「今し風起り浪沁くして、王船没まむとす。…」とまをす。(①三七六・3)

〔王船〕没。

(59) (G 8) 蝦夷の賊首、鳥津神・国津神等、竹水門に屯みて距かむとす。(①三七七・8)

〔欲〕距。

(60) (□ 7) 山神、王を苦しびしめむとして、白鹿に化りて王の前に立つ。(①三八一・6)

〔山神〕令レ苦レ王、

(61) (□ 8) 時に白狗、自づらに來たりて、王を導きまつらむとする状有り。(①三八一・10)

〔有〕導レ王之状、

(62) (G) (9) 因りて功名を録へむとして、即ち武部を定む。(①三八七・7)

〔因欲レ録二功名一〕

十卷八(仲哀天皇)の「むとす」

この巻の「むとす」の原文の漢字に、新出の漢字は見られない。従前どおり、用例を列挙する。

(63) (A) (25) 越人答へて曰さく、「天皇、父王に恋ひたまひて、養ひ狎けむとしたまふ。…とまをす。(①四〇三・6)

〔而將二養狎一〕

(64) (A) (26) 天皇、是に熊襲国を討たむとしたまひ、則ち徳勒津より発ちて浮海よりして穴門に幸す。(①四〇五・6)

〔將レ討二熊襲国一〕

(65) (□) (9) 一に云はく、天皇、親ら熊襲を伐たむとして、賊の矢に中りて崩りますといふ。(①四一三・4)

〔天皇親伐二熊襲一〕

十一卷九(神功皇后)の「むとす」

この巻の「むとす」の原文の漢字も、新出の漢字は見られない。従前どおり、用例を列挙する。

(66) (H) (2) 爰に、吉日を卜へて、臨発はむとすること日有り。(①四二五・15)

〔臨発有レ日。〕

右原文は、「臨レ発有レ日。」というように返り点を施し、「発ちたまはむとすることあり。」というように訓読したいと思う。

(67) (□) (10) 則ち諸人を集へて曰く、「…若し天運尽きて、国、海と為らむとするか」といふ。(①四二八・2)

〔国為レ海乎。〕

(68) (A) (27) 新羅王、遥に望みて、非常の兵将に己が国を滅さむとすと以為ひ、讐ちて、失志ひぬ。(①四二九・1、2)

〔以為三…將レ滅二己国一〕

(69) (G 10) 時に或の曰く、「新羅王を誅さむとす」といふ。(①四二九・14)

〔欲〕誅「新羅王」。

(70) (A 28) 是に皇后の曰はく、「初め神の教を承りて、金銀の国を授けむとし、…」とのたまふ。(①四二九・15～16)

〔将〕授「金銀之国」。

(71) (G 11) 忍熊王、營を出でて戦はむとす。(①四四二・2)

〔将〕戦。

(72) (A 29) 乃ち薨靈を造り、微叱許智の床に置き、詳りて病者として、襲津彦に告げて曰く、「微叱許智、忽に病みて死らむとす」といふ。

(①四四八・3)

〔忽病之〕将「死」。

(73) (G 12) 対へて曰さく、「…三月を経て殺さむとす。…」とまをす。(①四五五・3)

〔欲〕殺。

(74) (A 30) 則ち久氏等と共に兵を勸へて度り、卓淳国に至り、新羅を襲はむとす。(①四五七・3)

〔将〕襲「新羅」。

十二 卷十(応神天皇)の「むとす」

この巻の「むとす」の原文に新出の漢字は見られない。従前どおり、用例を列举する。

(75) (G 13) 便ち横刀を執りて、甘美内宿禰を毘伏し、遂に殺さむとす。(①四七七・10～11)

〔遂〕欲「殺矣」。

十三 卷十一(仁徳天皇)の「むとす」

この巻の「むとす」の原文に、新出の漢字は見られない。従前どおり、用例を列举する。

(76) (A 31) 是の時に、額田大中彦皇、倭の屯田と屯倉を掌らむとして、其の屯田部出雲臣が祖淤宇宿禰に謂りて曰く、…。(②二一・9) 10)

〔将〕掌「倭屯田屯倉」

(77) (A 32) …、其の屯田司出雲臣が祖淤宇宿禰に謂りて曰く、「…。是を以ちて、今し吾治めむとす。…」といふ。(②二一・11) 11) 12) 1)

〔将〕治矣。

(78) (A 33) 会明に菟道に詣り、河を渡らむとす。(②二五・6)

〔将〕渡「河」。

(79) (□ 11) 明日に、天皇、舍人鳥山を遣して、皇后を還さしめむとしまひ、乃ち歌して曰はく、…。(②四七・6)

〔令〕還「皇后」

(80) (A 34) 猶し伏して謁さむとす。(②四九・11) 12)

〔将〕謁。

(81) (A 35) 鶏鳴に及らむとして、牡鹿・牝鹿に謂りて曰く、…。(②五五・1)

〔将〕及「鶏鳴」

(82) (A 36) 勃然に大きに怒りて曰はく、「…。何の聲ありてかも、私事をもて社稷に及さむとする」とのたまひ、…。(②五七・7)

〔将〕及「于社稷」

(83) (A 37) 即ち阿俄能胡を殺さむとしまふ。(②六〇・2)

〔将〕殺「阿俄能胡」

十四 卷十二(履中・反正天皇)の「むとす」

さきの巻に倣つて、用例を列挙する。

(84) (A 38) 爰に仲皇子、事有らむことを畏りて、太子を殺せまつらむとし、密に兵を興して、太子の宮を圍む。(②七九・6)

〔將〕殺<sub>レ</sub>太子<sub>一</sub>。〕

(85) (A 39) …密に精兵數百を攬食の栗林に聚へて、仲皇子の為に、太子を拒きまつらむとす。(②八二・二)

〔將〕拒<sub>レ</sub>太子<sub>一</sub>。〕

(86) (A 40) 時に吾子籠、…乃ち使者に謂りて曰さく、「…。助けまつらむとして、兵を備へて待ちたてまつる」とまをす。(②八三・七)

〔將〕助<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>兵待<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>。〕

(87) (A 41) …阿曇連<sub>一</sub>浜子を召して、詔して曰はく、「汝、仲皇子と共に逆を謀り、國家を傾けむとす。…とのたまひ、…。(②八七・11)

〔將〕傾<sub>レ</sub>國家<sub>一</sub>。〕

十五 卷十三(允恭・安康天皇)の「むとす」

さきの卷に倣つて、用例を列挙する。

(88) (A 42) 大中姫の捧げたる鏡の水、溢れて腕に凝り、寒さに堪へずして死ぎなむとす。(②一〇五・6)

〔不<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>寒<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>死<sub>一</sub>。〕

(89) (A 43) 爰に大中姫命、仰ぎ欲びて、則ち群卿に謂りて曰く、「皇子、群臣の請ふことを聴さむとすまふ。…」といふ。(②一〇五・12)

12)

〔將<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>群臣之請<sub>一</sub>。〕

(90) (A 44) 天皇、兵を設けて殺さむとすまふ。(②一一三・10)

〔天皇設<sub>レ</sub>兵<sub>將<sub>レ</sub>殺<sub>一</sub>。〕</sub>

(91) (A 45) …乃ち自ら出でて産殿を焼きて死せむとすまふ。(②一一八・3)

〔燒<sub>レ</sub>産殿<sub>一</sub>而<sub>將<sub>レ</sub>死<sub>一</sub>。〕</sub>

(92) (A 46) 然るに、感情既に盛にして、殆に死するに至りまざむとす。(②一二五・10)

〔殆<sub>將<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>死<sub>一</sub>。〕</sub>

(93) (A 47) 穴穂皇子、復兵を興して戦はむとす。(②一三一・9)

〔復興兵將戰。〕

(94) (A 48) 爰に大草香皇子、対へて曰さく、「…今し陛下、其の醜きことを嫌ひたまはずして、苜蓿の数に満てむとしまふ。…」とまをしまふ。(②一三五・3~4)

〔將滿苜蓿之數。〕

十六 卷十四(雄略天皇)の「むとす」

この巻においては、その原文を見たとき、「為」字(I)が、「むとす」と訓読されているかに思えた用例を見ることになった。それ以外は、すべて、従前どおり、用例を列挙する。

(95) (G 14) 皇子、其の害はむとすを見て、嘿坐して不語はず。(②一四三・5)

〔見其欲害。〕

(96) (A 49) 皇子亦害はむとすを知りて、嘿坐して不語はず。(②一四三・7)

〔亦知將害。〕

(97) (A 50) 二年の秋七月に、百濟の池津媛、天皇の幸さむとしまふに違ひて、石河楯に姪けぬ。(②一五三・1)

〔違天皇將幸。〕

(98) (A 51) 獵する毎に大きに獲て、鳥獸尽きむとす。(②一五三・12~13)

〔將尽。〕

(99) (□ 12) 皇太后、斯の詔の情を知らして、天皇を慰め奉らむとして曰したまはく、「…。(②一五五・7)

〔奉慰天皇曰。〕

(100) (□ 13) 皇太后、…天皇を慰め奉らむとして曰したまはく、「群臣、陛下の遊獵場に因りて、突人部を置きたまはむとして、群臣に降問ひたまふを悟らず。…」とまをしまふ。(②一五五・9)

- 〔不<sub>レ</sub>悟<sub>下</sub>陛下<sub>上</sub>…置<sub>二</sub>穴<sub>一</sub>人部<sub>一</sub>、降<sub>中</sub>問群臣<sub>上</sub>。〕
- (101) (G 15) 更<sub>た</sub>、人<sub>を</sub>貢<sub>り</sub>たまはむと<sub>して</sub>曰<sub>は</sub>く、…。(②一五五・16)  
 〔更<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>貢<sub>レ</sub>人<sub>曰</sub>。〕
- (102) (□ 14) 還<sub>か</sub>りて子<sub>を</sub>殺<sub>せ</sub>ることを悔<sub>い</sub>、国見<sub>を</sub>報<sub>ひ</sub>に殺<sub>さ</sub>むと<sub>す</sub>。石上<sub>神宮</sub>に逃<sub>げ</sub>匿<sub>る</sub>。(②一五九・2)  
 〔報<sub>二</sub>殺<sub>一</sub>国見<sub>一</sub>。逃<sub>二</sub>匿<sub>二</sub>石上<sub>一</sub>神宮<sub>一</sub>。〕
- (103) (G 16) 噴<sub>い</sub>猪<sub>る</sub>、直<sub>に</sub>来<sub>り</sub>て天皇<sub>を</sub>噬<sub>ひ</sub>まつらむと<sub>す</sub>。(②一六三・9)  
 〔欲<sub>レ</sub>噬<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>。〕
- (104) (G 17) 是<sub>に</sub>田<sub>罷</sub>みて、舍<sub>人</sub>を斬<sub>ら</sub>むと<sub>し</sub>たまふ。(②一六三・10)  
 〔欲<sub>レ</sub>斬<sub>二</sub>舍<sub>一</sub>人<sub>一</sub>。〕
- (105) (I 1) 会<sub>明</sub>に、高麗<sub>、</sub>膳<sub>臣</sub>等<sub>通</sub>れむと<sub>す</sub>と謂<sub>ひ</sub>、軍<sub>を</sub>悉<sub>して</sub>来<sub>り</sub>追<sub>ふ</sub>。(②一七八・3)  
 〔謂<sub>二</sub>…為<sub>レ</sub>通<sub>也</sub>、〕
- (106) (A 52) 事<sub>を</sub>行<sub>は</sub>むと<sub>す</sub>るに及<sub>り</sub>て、其<sub>の</sub>采<sub>女</sub>を奸<sub>す</sub>。(②一七九・10)  
 〔及<sub>レ</sub>将<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>事<sub>、</sub>〕
- (107) (A 53) 乃<sub>ち</sub>難<sub>波</sub>日鷹<sub>吉士</sub>を遣<sub>して</sub>、誅<sub>さ</sub>しめむと<sub>し</sub>たまふ。(②一七九・12)  
 〔将<sub>レ</sub>誅<sub>之</sub>。〕
- (108) (A 54) 詔<sub>して</sub>曰<sub>は</sub>く、「…」と<sub>の</sub>たまひ、乃<sub>ち</sub>斬<sub>ら</sub>むと<sub>し</sub>たまふ。(②一九九・12)  
 〔乃<sub>レ</sub>将<sub>レ</sub>斬<sub>之</sub>。〕

十七 卷十五(清寧・顯宗・仁賢天皇)の「むとす」

ひきの巻に倣つて、用例を列挙する。

- (109) (A 55) 是<sub>に</sub>大伴<sub>室屋</sub>大連<sub>、</sub>東漢<sub>掬直</sub>に言<sub>ひ</sub>て曰<sub>く</sub>、「大泊<sub>瀬</sub>の天皇<sub>遺</sub> 詔<sub>、</sub>今<sub>し</sub>至<sub>り</sub>なむと<sub>す</sub>。…」といふ。(②二一九・2)



〔今將<sub>レ</sub>至矣。〕

(110) (A 56) 西<sub>に</sub>三韓<sub>に</sub>王<sub>たら</sub>むと<sub>して</sub>、宮府<sub>を</sub>整脩<sub>し</sub>、自<sub>ら</sub>神聖<sub>と</sub>称<sub>る</sub>。(②二五三・14)

〔將<sub>三</sub>西王<sub>三</sub>三韓<sub>一</sub>、〕

十八 卷十六(武烈天皇)の「むとす」

この巻において、「むとす」と訓読される用例は、次の一用例であった。

(111) (A 57) 太子<sub>の</sub>曰<sub>は</sub>く、「天下<sub>に</sub>乱<sub>れ</sub>なむとす。…」とのたまひ、…。(②二七五・9)

〔天下<sub>に</sub>將<sub>レ</sub>乱。〕

十九 卷十七(継体天皇)の「むとす」

この巻において、「むとす」と訓読される原文の漢字は、「欲」字を用いた二用例である。

(112) (G 18) …近江<sub>の</sub>毛野臣<sub>、</sub>…新羅<sub>に</sub>破<sub>ら</sub>れたる南加羅<sub>・</sub>喙<sub>已</sub>吞<sub>を</sub>復興<sub>建</sub>てて任那<sub>に</sub>合<sub>せ</sub>むとす。(②三〇九・16)

〔欲<sub>下</sub>…合<sub>中</sub>任那<sub>上</sub>。〕

(113) (G 19) 新羅<sub>大</sub>きに羞<sub>ち</sub>て、翻<sub>り</sub>て女<sub>を</sub>還<sub>さ</sub>むと<sub>して</sub>曰<sub>く</sub>、…。(②三二五・11)

〔翻<sub>欲</sub>還<sub>レ</sub>女<sub>曰</sub>、〕

二十 卷十八(安閑・宣化天皇)の「むとす」

この巻には、「むとす」と訓読される表現は存在しなかった。

二十一 卷十九(欽明天皇)の「むとす」

これまでの巻に倣って、この巻の用例を列挙する。

『日本書紀』訓読文の「むとす」について

- (114) (A 58) 又、日本府卿・任那の早岐等に謂りて曰く、「…。願はくは一処に居りて、俱に可不を論ひて、拵ひてその善に従ひ、天皇に奏さむとす。…」といふ。(②三八七・4～5)  
 [將]奏「天皇」。
- (115) (G 20) 聖明王、謂りて曰く、「…。猶し南韓に、郡令、城主を置くことは、豈天皇に違背しまつりて、賈調の路を遮断せむとするならむや。…」といふ。(②四〇一・2)  
 [豈]欲「違背天皇、遮断賈調之路」。
- (116) (G 21) 既にして其の虎、前に進みて、口を開きて噬まむとす。(②四〇五・17)  
 [開]口欲「噬」。
- (117) (G 22) 狛王の病篤するに及びて、細群・麁群、各其の夫人の子を立てむとす。(②四〇八・3)  
 [各]欲「立其夫人之子」。
- (118) (G 23) 然も三廻其の言を審にせむとして、召ばしむれども、並に來ず。(②四〇九・17)  
 [三廻]欲「審其言」。
- (119) (G 24) 百済に在る日本の王人、方に還らむとす。(②四一四・1)  
 [方]欲「還之」。
- (120) (□ 15) …上奏りて曰さく、「…。新羅と狛国と、謀を通して云ふならく、「…。意謂ふに、是は軍兵を乞して、我が国を伐たむとするか。…」といふなり。…」とまをす。(②四二三・11)  
 [伐]我國「歟」。
- (121) (G 25) 余昌、遂に圍繞まれて。出でむとすれども得ず。(②四三五・3)  
 [欲]「出不レ得」。
- (122) (G 26) 是に、新羅の將等、具に百済の疲れ尽きたることを知りて、遂に謀り滅して余無からしめむとす。(②四三五・13)  
 [遂]欲「謀滅無レ余」。

(123) (A 59) 蘇我卿の曰く、「…。祝者、…曰さく、「…往きて亡びなむとする主を救はば、必ず国家謐靖に、人物又安ならむ」とまをす。…  
といふ。(②四三九・1)

〔往救三將レ亡之主〕

(124) (G 27) 諸臣・百姓、報へて言さく、「…。夫れ、百濟國は、高麗・新羅の争ひて滅さむとする所なり。…」とまをす。(②四三九・16)

〔所二争〔欲〕レ滅。〕

(125) (A 60) 諸臣・百姓、報へて言さく、「…。今し此の国の宗を、何の国にか授けむとしまふ。…」とまをす。(②四三九・17)

〔將レ授二何国〕

(126) (A 61) 廷尉、其の子守石と名瀬氷とを収縛へて、火中に投れむとして、呪りて曰く、「…」といふ。(②四四七・11)

〔將レ投二火中〕

(127) (G 28) 呪り詠りて火に投れむとす。(②四四七・14)

〔呪詠〔欲〕レ投レ火。〕

(128) (G 29) 而して、新羅の任那を攻むる状を問はむとす。(②四四九・6)

〔而〔欲〕レ問下新羅攻二任那一之状上。〕

(129) (G 30) 河辺臣、就きて談らはむとす。(②四五二・16)

〔〔欲〕レ就談一之。〕

(130) (G 31) 新羅の鬮將、刀を抜きて斬らむとす。(②四五三・1)

〔拔レ刀〔欲〕レ斬。〕

二十二 卷二十(敏達天皇)の「むとす」

この巻では、「むとす」と訓読される原文の漢字は、「將欲」(J)の熟字と見てよい用例を見ることになった。

(131) (G 32) 羽島、既に百済に之きて、先づ私に日羅を見むとして、独り自ら家の門底に向く。(②四八一・4)

〔欲〕先私見二日羅一、〕

(132) (丁1) 徳爾等、昼夜相計りて殺さむとす。(②四八五・13)

〔昼夜相計將〕欲殺。〕

(133) (G 33) 或本に云はく、…俱に仏法を滅さむと謀りて、寺塔を焼き、并せて仏像を棄てむとす。(②四九五・2)

〔欲〕焼寺塔一、并棄中仏像上。〕

(134) (G 34) 穴穂部皇子、天下を取らむとす。(②四九五・11)

〔欲〕取天下一。〕

二十三 卷二十一(用明・崇峻天皇)の「むとす」

これまでの巻に倣つて、この巻の用例を列挙する。

(135) (G 35) 夏五月に、穴穂部皇子、炊屋姫皇后を奸さむとして、自ら強ひて殯宮に入る。(②五〇一・10)

〔穴穂部皇子〕欲奸炊屋姫皇后一、〕

(136) (A 62) 大連の所に之かむとす。(②五〇三・14)

〔將〕之大連所一。〕

(137) (A 63) 是の時、押坂部史毛屎、急く来て密に大連に語りて曰く、「今し群臣、卿を図り、復路を断たむとす」といふ。(②五〇六・1)

〔復將〕断路。〕

(138) (丁2) 天皇の瘡、軫盛り、終せたまひなむとする時に、…。(②五〇七・12)

〔將〕欲終時一、〕

この原文「將欲終時、」は、その返り点を「將欲終時」というように改めて、「將欲」で、「むとす」を表している、と見ることも考えられようか。

(139) (G 36) 大連、元より余皇子等を去てて、穴穂部皇子を立てて天皇とせむとす。(②五〇九・7)

〔大連元欲〕下…、而立穴穗部皇子為中(天皇)上。

(140) (A 64) 万、…号ひて曰く、「万、天皇の楯として其の勇を効さむとすれども、推問ひたまはず。…」といふ。(②五一七・1)

〔将〕効「其勇」。

二十四 卷二十二(推古天皇)の「むとす」

これまでの巻に倣つて、この巻の用例を列挙する。

(141) (A 65) 群臣、淳中倉太珠敷天皇の皇后額田部皇女に請して、踐祚さしめまつらむとす。(②五二九・10-11)

〔以将〕令「踐祚」。

(142) (□16) 皇后、懷妊開胎さむとする日に、禁中を巡行りまして諸司を觀察たまふ。(②五三二・5)

〔皇后懷妊開胎之日〕

右訓読文の「懷妊開胎さむとする」は、「懷妊開胎れまさむとする」と表記したいように思う。

(143) (G 37) 三に曰く、…地、天を覆はむとすときは、壊るることを致さむ。(②五四三・15)

〔地欲〕覆「天」。

(144) (A 66) …、鞍作鳥に勅して曰はく、「朕、内典を興隆せむと欲ひ、方に仏刹を建てむとして、肇めて舍利を求めき。…」とのたまふ。(②五五三・6)

〔方将〕建「仏刹」。

(145) (A 67) …、鞍作鳥に勅して曰はく、「…諸の工人、計ること能はずして、堂の戸を破たむとす。…」とのたまふ。(②五五三・14)

〔将〕破「堂戸」。

(146) (G 38) 対馬に至りて、道人等十一、皆請ひて留らむとす。(②五六三・1)

〔皆請之〕欲「留」。

(147) (G 39) 其の、人に異なることを悪みて、海中の島に棄てむとす。(②五六八・2)

〔欲〕棄<sub>レ</sub>海中嶋<sub>一</sub>。〕

(148) (A 68) 便<sub>レ</sub>ち好き材<sub>一</sub>を得て、名<sub>レ</sub>さして伐<sub>レ</sub>らむとす。(②五七四・1)

〔將〕伐<sub>レ</sub>。〕

(149) (A 69) 是<sub>レ</sub>に天皇、新羅を討<sub>レ</sub>たむとし、大臣に謀<sub>レ</sub>り、群<sub>レ</sub>卿に詢<sub>レ</sub>ひたまふ。(②五八一・3)

〔將〕討<sub>レ</sub>新羅<sub>一</sub>。〕

(150) (A 70) 時<sub>レ</sub>に磐金等、共<sub>レ</sub>に津<sub>レ</sub>に會<sub>レ</sub>ひて、発<sub>レ</sub>船せむとして風波<sub>一</sub>を候<sub>レ</sub>ふ。(②五八三・7)

〔將〕發<sub>レ</sub>船<sub>一</sub>以候<sub>レ</sub>風波<sub>一</sub>。〕

(151) (G 40) 唯<sub>レ</sub>し將軍等は、始<sub>レ</sub>めて任那<sub>一</sub>に到<sub>レ</sub>りて議<sub>レ</sub>り、新羅を襲<sub>レ</sub>はむとす。(②五八三・12)

〔欲〕襲<sub>レ</sub>新羅<sub>一</sub>。〕

(152) (A 71) 則<sub>レ</sub>ち惡逆<sub>一</sub>の僧と諸<sub>一</sub>の僧尼とを、並<sub>レ</sub>に罪<sub>レ</sub>せむとす。(②五八六・2)

〔並將〕罪<sub>レ</sub>。〕

二十五 卷二十三(舒明天皇)の「むとす」

これまでの巻に倣つて、この巻の用例を列挙する。

(153) (A 72) 食<sub>レ</sub>訖<sub>レ</sub>りて散<sub>レ</sub>れむとするに、大臣、阿部臣<sub>一</sub>に命<sub>レ</sub>して、群臣に語<sub>レ</sub>らしめて曰<sub>レ</sub>く、…。(③一九・11)

〔食訖將〕散<sub>レ</sub>、

(154) (A 73) (大兄王) 群大夫等に告<sub>レ</sub>げしめて曰<sub>レ</sub>はく、「…。天皇…曰<sub>レ</sub>ひしく、『…。今<sub>レ</sub>し曆運終<sub>レ</sub>きなむとして、病<sub>レ</sub>諱<sub>レ</sub>むべからず。…』と  
のたまふ。(③一九・1)

〔今曆運將〕終<sub>レ</sub>、

(155) (A 74) (大兄王) 群大夫等に告<sub>レ</sub>げしめて曰<sub>レ</sub>はく、「…。吾<sub>レ</sub>曾<sub>レ</sub>て叔父の病<sub>一</sub>を誤<sub>レ</sub>はむとして、京<sub>一</sub>に向<sub>レ</sub>きて豊浦寺<sub>一</sub>に居<sub>レ</sub>りき。…』とのたまふ。

(③一九・10)

〔將〕訊〔叔父之病〕

(156) (A 75) 大臣、境部臣を殺さむとして、兵を興して遣す。(③三七・3)

〔將〕殺〔境部臣〕

(157) (A 76) 是に一尼、嫉妬みて顕さしむ。寺を囲みて捕へむとす。(③三七・7)

〔圍〕寺〔將〕捕。

(158) (G 41) 時に日暮れ、垣を踰えて逃げむとす。(③四七・7)

〔踰〕垣欲〔逃〕。

(159) (A 77) 爰に方名君が妻、歎きて曰く、「懐きかも、蝦夷の為に殺されむとすること」といふ。(③四七・8)

〔為〕蝦夷〔將〕見〔殺〕。

二十六 卷二十四(皇極天皇)の「むとす」

これまでの巻に倣つて、この巻の用例を列挙する。

(160) (A 78) 蘇我臣入鹿、独り謀りて上宮の王等を廢てて、古人大兄を立てて天皇とせむとす。(③七八・3)

〔將〕下…、而立〔古人大兄〕為〔中天皇上〕。

(161) (A 79) 故、彼の宮に詣りて侍宿らむとす。(③八五・5)

〔將〕侍宿。

(162) (□ 17) 老人等の曰く、「移風らむとする兆なり」といふ。(③九三・4)

〔移風之兆也〕。

(163) (A 80) 衛門府を一所に召聚めて、給祿けむとす。(③九九・12)

〔將〕給祿。

(164) (A 81) 倉山田麻呂、表文を唱ぐることに尽きなむとして、子麻呂等の来ざることを恐り、…。(③一〇〇・1)

〔唱〕表文〔將〕尽、

(165) (A 82) 中大兄、地に伏して奏して曰さく、「…日位を傾けむとす。…」とまをす。(③一〇一・11)

〔將〕傾二日位一。

(166) (A 83) 是に漢直等、眷属を総べ聚め、甲を擐、兵を持ち、大臣を助けて軍陣を設けむとす。(③一〇三・3)

〔將〕助二大臣一設中軍陣上。

(167) (□ 18) 是に或人、第一の謠歌を説きて曰く、「…』』といふは、…入鹿を謀戮さむとする兆なり」といふ。(③一〇四・1)

〔謀〕戮入鹿一之兆也。

二十七 卷二十五(孝徳天皇)の「むとす」

これまでの巻に倣って、この巻の用例を列举する。

(168) (A 84) 仍りて国司等に詔して曰はく、「…方今始めて万国を修めむとす。…」とのたまふ。(③一二七・16)

〔將〕修二万国一。

(169) (□ 19) 蘇我馬子宿禰、考父の風を追違ひて、猶し能仁の教を重む。而して余臣は信ぜず。此の典幾に亡びなむとす。(③一二三・4)

〔此典幾亡。〕

(170) (□ 20) 吉備笠臣垂、中大兄に自首して曰さく、「吉野の古人皇子、蘇我田口臣川堀等と謀反けむとす。…」とまをす。(③一二五・11)

〔与〕蘇我田口臣川堀等一謀反。〕

(171) (□ 21) 或本に云はく、十一月に、吉野大兄王、謀反けむとし、事覚れて伏誅さるといふ。(③一二六・1〜2)

〔吉野大兄王謀反。〕

(172) (A 85) …天皇、…蘇我右大臣をして詔らしめて曰はく、「…』』而るを詔命に隨はざるは、自ら利を求むるには非ずして、国を助けむとすればか。…」とのたまふ。(③一二八・2)

〔而不〕隨二詔命一者、…而將助二国一。〕



(173) (A 86) 又詔したまはく、「…。今し理を解かむとす。…聴れ。…」とのたまふ。(③一三九・3)

〔今將〕解理。

(174) (G 42) 又詔したまはく、「…。其の疑を決めむとして、京に入り朝集る者。…」とのたまふ。(③一三九・3、4)

〔其欲〕決疑、入京朝集者。

(175) (A 87) …詔して曰はく、「…。凡そ治めむとする者は、…先づ己を正しくして後に他を正すべし。…」とのたまふ。(③一四〇・1)

〔凡將〕治者。

(176) (A 88) 辛巳に、東国の朝集使等に詔して曰はく、「…。念ふこと是の若しと雖も、始めて新宮に処りて諸の神に幣たてまつらむとすること、今歳に属れり。…」とのたまふ。(③一四五・15)

〔將〕幣二諸神。

(177) (A 89) 蘇我臣日向、倉山田大臣を皇太子に讃ちて曰さく、「僕が異母兄麻呂、皇太子の海浜に遊びませるを伺ひて害はむとす。…」とまをす。(③一七二・3)

〔而將〕害之。

(178) (A 90) 天皇、乃ち軍を興して、大臣の宅を囲まむとしたまふ。(③一七三・7)

〔將〕興軍、囲大臣宅。

(179) (G 43) 道登法師の曰さく、「昔、高麗、伽藍を営らむとして、地として覽ずといふこと無し。…」とまをす。(③一八一・12)

〔欲〕営伽藍。

## 二十八 卷二十六(齊明天皇)の「むとす」

この巻では、「むとす」と訓読される原文の漢字が、「擬將」(K)の熟字と見てよい用例と、その「擬」(L)字だけを「むとす」と訓読する用例とを見ることができた。

(180) (K 1) 冬十月の丁酉の朔にして己酉に、小墾田に宮闕を造り起てて、瓦覆にせむとす。(③二〇五・6)

〔擬〕將「瓦覆」。

(181) (L1) 又、深山広谷に、宮殿に造らむとする材、朽ち爛れたるもの多し。(③二〇五・6)

〔擬〕造「宮殿」之材、

(182) (□22) 是に皇太子、親ら有間皇子に問ひて曰はく、「何の故か謀反けむとする」とのたまふ。(③二二七・17)

〔何故謀反。〕

(183) (H3) 塩屋連鯛魚、臨誅れむとして言はく、「…」といふ。(③二一九・3)

〔臨誅言、〕

右原文の「臨誅言、」は、「臨誅言、誅されむとして言はく、」というように、「臨」字を「むとす」として訓読していきたいと思う。

(184) (A91) 營の中の二人、叫びて曰く、「肅慎の船師、多に來りて我等を殺さむとするが故に、…」といふ。(③二二九・14)

〔將〕殺「我等」之故、

(185) (A92) 并せて王子余豊璋を乞して曰さく、「…」。方今し謹みて願はくは、百濟國の天朝に遣し侍る王子豊璋を迎へて、國主と為さむとすと云々まをす。(③二二七・15)

〔將〕為「國主」。

(186) (L2) 便即ち島人王子阿波伎等九人を招き慰へて、同じく客船に載せて、帝朝に献らむとす。(③二四三・8)

〔擬〕献「帝朝」。

〔擬〕献「帝朝」。

二十九 卷二十七 (天智天皇) の「むとす」

これまでの巻に倣つて、この巻の用例を列挙する。

(187) (A93) 釈道頭占ひて曰く、「北國の人、南國に附かむとす。…」といふ。(③二五三・16)

〔將〕附「南國」。

(188) (A94) 時人の曰く、「天皇、天命將及むとするか」といふ。(③二七七・15)

〔将〕及乎。

右の「将及乎。」は、「将<sub>レ</sub>及乎。 且<sub>レ</sub>及りなむとするか。」というように、「将」字を「むとす」と訓読していききたいと思う。

三十 卷二十八（天武天皇（上））の「むとす」

これまでの巻に做つて、この巻の用例を列挙する。

(189) 〔□23〕是の時に、諸の舍人を聚へて謂りて曰はく、「我、今し人道修行せむとす。故、随ひて修道せむと欲ふ者は留れ。…」とのたまふ。

③三〇三・9

〔我今入道修行。故随欲<sub>二</sub>修道<sub>一</sub>者留之。〕

(190) (A 95) 甲申に東に入らむとしたまふ。時に一臣有りて、奏して曰さく、…。③三〇七・14

〔将<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>東。〕

(191) (A 96) 横河に及らむとするに、黒雲有り。③三二三・3

〔将<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>横河<sub>一</sub>。〕

(192) (B 10) 則ち、且に五百軍を發して、鈴鹿山道を塞へむとす。③三二三・15

〔則<sub>且</sub>下…、塞<sub>中</sub>鈴鹿山道上。〕

(193) (G 44) 然るに、夜暄りて雨ふらむとす。③三二三・17

〔欲<sub>レ</sub>雨。〕

(194) (A 97) 郡家に及らむとするに、男依、駅に乗りて来て奏して曰さく、…。③三二五・10

〔将<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>郡家<sub>一</sub>。〕

(195) (G 45) 或いは通れて東国に入らむとし、…。③三二六・3、三二七・1

〔欲<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>東国<sub>一</sub>。〕

(196) (A 98) …或いは退きて山沢に匿れむとす。③三一七・1

『日本書紀』訓読文の「むとす」について

- 〔將〕匿<sub>レ</sub>山沢。」
- (197) (G 46) 是に男、劍を按り進まむとするに、還りて亡<sub>レ</sub>されむことを恐る。(③三二九・3)
- 〔按<sub>レ</sub>劍〕欲<sub>レ</sub>進。」
- (198) (A 99) 東方の驛使磐鍬等、不破に及らむとするに、磐鍬独り山中に兵有らむことを疑ひて、後れて緩<sub>レ</sub>に行く。(③三二九・5)
- 〔將〕及<sub>レ</sub>不破。」
- (199) (A 100) …數方の衆を率て、不破を襲はむとして、犬上川の浜に軍す。(③三二七・8)
- 〔將〕襲<sub>レ</sub>不破。」
- (200) (G 47) 乙未に、小隅亦進みて、荊萩野の營を襲はむとして忽に到る。(③三三一・5)
- 〔欲〕襲<sub>レ</sub>荊萩野營。」
- (201) (A 101) 仍りて橋の中を切断つこと三丈を須容にして、一の長板置き、設<sub>レ</sub>ひ板を踏みて渡る者有らば、乃ち板を引きて墮<sub>レ</sub>さむとす。(③三三三・4)
- 〔乃引<sub>レ</sub>板〕將<sub>レ</sub>墮。〕
- (202) (A 102) 爰に韓國到りて、密に其の謀を聞きて、塩籠を殺さむとす。塩籠、事の漏れしことを知り、乃ち自ら死す。(③三三五・15)
- 〔而<sub>レ</sub>將〕殺<sub>レ</sub>塩籠。」
- (203) (A 103) 且言はく、「西道より軍衆至らむとす。…」といふ。(③三四一・6)
- 〔軍衆將<sub>レ</sub>至之。〕
- 三十一 卷二十九(天武天皇(下))の「むとす」
- この巻には、これまでの巻に見られなかった、分離した「將」字を「応」字とセットにして「むとす」を表す用例を見ることがなくなった。
- Mとすることとする。
- (204) (A 104) 六月の癸酉の朔にして乙未に、大分君恵尺、病みて死せむとす。(③三六三・14～15)

〔病將死。〕

(205) (G 48) 甲戌に、下野国司の奏さく、「所部の百姓、凶年に遇りて、飢えて子を売らむとす」とまをす。(③三六九・12)

〔飢之欲売子。〕

(206) (A 105) 是の年に、新城に都つくらむとす。(③三七五・13)

〔將都新城。〕

(207) (M 1) 是の月に、東漢直等に詔して曰はく、「…。今し朕が世に当りて、汝等の不可之状を賣めて、犯の隨に罪せむとす。…」と

のたまふ。(③三七七・16、17)

〔將責汝等不可之状、以隨犯愆罪。〕

右の訓読文「罪せむとす」の「むとす」は、「愆」字を「むと」と訓み、「將」字を「す」と訓んでいるのであろうか。

(208) (A 106) 是の春に、天神地祇を祠らむとして、天下に悉に被禊す。(③三八一・8)

〔將祠天神地祇。〕

(209) (G 49) 夏四月の丁亥の朔に、齋宮に幸さむとして卜ふ。(③三八一・10)

〔欲幸齋宮卜之。〕

(210) (A 107) 是の月に、天皇、広瀬野に蒐したまはむとして、行宮構り訖へ、装束既に備ふ。(③四一三・13)

〔將蒐於広瀬野。〕

(211) (A 108) 仍りて都つくらむとす。(③四一五・17)

〔仍將都矣。〕

(212) (A 109) 是の地に都つくらむとしまへるか。(③四三三・15)

〔將都是地歟。〕

(213) (H 4) 是の日に、侍医百濟人億仁、病みて臨死せむとす。(③四五九・14)

〔病之臨死。〕

改めて取り上げるまでもないが、その「臨」字が「むとす」に当たると見て、「病之臨<sub>レ</sub>死。〓病みて死せむとす。」という訓読文とするようにしたい。

(214) □(24) 是の時に当りて、大津皇子、皇太子を謀反<sub>レ</sub>けむとす。(③四六七・7)

〔大津皇子謀<sub>二</sub>反於皇太子<sub>一</sub>。〕

三十二 卷三十(持統天皇)の「むとす」

これまでの巻に倣つて、この巻の用例を列挙する。

(215) □(25) 丙申に、詔して曰はく、「皇子大津、謀反<sub>レ</sub>けむとす。…」とのたまふ。(③四七七・4)

〔皇子大津謀<sub>二</sub>反<sub>一</sub>。〕

(216) □(26) 又詔して曰はく、「新羅沙門行心、皇子大津の謀反<sub>レ</sub>けむとするに与<sub>レ</sub>せれども、朕、加法<sub>二</sub>するに忍<sub>レ</sub>びず。…」とのたまふ。(③四七

七・8)

〔沙門行心与<sub>二</sub>皇子大津謀<sub>二</sub>反<sub>一</sub>。〕

(217) □(27) 詔して曰はく、「…遂に此に至りて、蔬食<sub>レ</sub>ひて戒<sub>レ</sub>を持さむとす。…」とのたまふ。(③四八九・13)

〔蔬食持<sub>レ</sub>戒。〕

右訓読文の「戒を持さむとす」の「持さ」は、「持せ」でなければならぬ。

(218) (A(110) 乙酉に、詔して曰はく、「朕、紀伊を巡行<sub>レ</sub>さむとす。…」とのたまふ。(③五〇七・16)

〔朕<sub>レ</sub>將<sub>二</sub>巡行<sub>二</sub>紀伊<sub>一</sub>之。〕

(219) (G(50) 乙丑に、…大伴部博麻に詔して曰はく、「…是に博麻、土師富杼等に謂りて曰く、『我、汝と共に、本朝に還向<sub>レ</sub>かむとすれど

も衣糧無<sub>レ</sub>きに縁りて、俱に去<sub>レ</sub>くこと能はず。…』といふ。…』とのたまふ。(③五〇九・16)

〔我<sub>レ</sub>欲<sub>二</sub>還<sub>二</sub>向<sub>二</sub>本朝<sub>一</sub>。〕

(220) (G(51) 是の日に、中納言直大式三輪朝臣高市麻呂、上表りて敢へて直言して、天皇の伊勢に幸さむとして、農時を妨げたまふ

ことを諫争めまつる。(3)五二五・3)

〔天皇欲〕辛伊勢、)

(221) (L3) 新羅に遣さむとする使直つかひぢきくわうしおきながのまひとおゆ 使直つかひぢきくわうしおきながのまひとおゆ 肆息長真人老・務大式川内忌寸連等むだいにいかちのいみきつらら に禄賜ふことと各差有り。(3)五三三・13)

〔賜下擬〕遣新羅使直肆息長真人老・務大式川内忌寸連等つかひぢきくわうしおきながのまひとおゆ 各差有り。

(222) (L4) 乙巳いつしに、新羅に遣さむとする使直つかひぢきくわうしおきながのまひとおゆ 肆息長真人老・勤大式大伴宿禰子君等ごんたいにおほしものすくみら と学問僧弁通がくもんぞうべんつう・神叡等しんゑい に、純・綿・布を賜ふこと

各差有り。(3)五三七・6)

〔賜下擬〕遣新羅使直……等及……等、純・綿・布上各有差。

(223) (L5) 辛未しんみに、新羅に遣さむとする使直肆息長真人老つかひぢきくわうしおきながのまひとおゆ 小野朝臣毛野そののあそみけの・務大式伊吉連博徳等むだいにいよのひろはかどら に物を賜ふこと各差有り。(3)五五三・5)

〔賜下擬〕遣新羅使直……等物上各有差。

### 三十三 小稿から筆者の今後に課せられた課題

小稿の標題として掲げた『日本書紀』訓読文の「むとす」について、その『日本書紀』訓読文の「むとす」に該当する用例は、第三章から前章・第三十二章までに列挙した二百二十三用例である。そのように「むとす」と訓読される原文を見たとき、その「むとす」に相当する漢字は十三種類に及び、一字のものが七種類、熟字化した二字のものが五種類、さらに分離した二字のものが一種類数えられた。それらについては、用例を列挙した各章において、初出のたびに、その旨、アルファベット順に符号を冠して番号化してきている。

久しい以前から、「むとす」については、幾つもの疑問が重なっていて、「む」と「す」という三単語なのか、「むとす」という連語なのかも、その認識が十分ではなかった。現在も、決して十分に認識できているわけではない。そのように問題視する以前の段階にあつては、恐らく、その三単語の「む」「と」「す」と連語の「むとす」とが存在することも認識していなかったであろう。あるいは、すべての「むとす」を、漢文の再読文字「将」字の訓読「まさに……(せ)んとす」の「んとす」と重ねて読みとろうとしていたのかもしれない。

「むとす」解明の契機は、長く悩みつけてきていた『源氏物語』桐壺の「まかでなんとしたまふを」と「まかでたまひなむとす」とを、中古和文の「むとす」を観察するなかで、「むとす」の「む」が主体の人称と主体の意志の有無とから読みとれると見たところから始まった。

そして、それは、『古事記』訓読文にある「むとす」と補読の「たまふ」との関係にも見られたのである。雄略天皇酒宴の場で三重の采女うねめが杯を献上、その杯に楓の葉が浮いていたのを受けて、天皇が「将斬之時」と述べてある。いま、多くの訓読文が「斬らむとしままひし時」だが、宣長の『古事記伝』には「キラタマハムトスルトキニ」とあったのである。今回、ようやくにして、『日本書紀』訓読文の「むとす」についての観察に至った。小稿は、その考察に向けての資料である。

ここで、その資料から、今後、どのような事柄を説明していきたいと思っているかを予告しておくこととする。本章の見出しを「小稿から課せられた課題」とした次第である。

- (1) 「将」「且」「当」「欲」「臨」「為」「擬」の各漢字が「むとす」と訓読された背景等についての説明が課題として課せられた。
- (2) 「且臨」「且当」「且将」の各熟字が「まさに…むとす」という呼応する表現として訓読された背景等についての説明が課題として課せられた。
- (3) 「将」「欲」「擬」の各単独漢字で「むとす」と訓読させている一方に、「将欲」「擬将」の各熟字として「むとす」と訓読される用例が見られた背景等についての説明が課題として課せられた。
- (4) 返読文字「応」で「むと」を表し、さらに返読文字「将」字で「す」を表した事情の説明が課題として課せられた。
- (5) 「欲」字については、「むとす」以上に「むと欲おもふ」と訓読されている用例が見られたが、そのように、「す」と「おもふ」とに訓み分けられた背景にはどのような事情があるのか、その説明が課題として課せられた。
- (6) 「むとす」に相当する漢字が存在しないのに、「むとす」と訓読されている原文にどのような事情があるのか、「むとす」直上の動詞や原文の構文などについて、その特徴を整理考察することが課題として課せられた。
- (7) 「…ま。さ。む。と。す」と「…た。ま。は。む。と。す」との相違は、おおよそ、時代差を意識しての訓み分けと推測されるが、いつそう明確な基準など、判断の目安を設けることが小さな課題として課せられた。
- (8) 「…た。ま。は。む。と。す」と訓読されている用例と「…む。と。し。た。ま。ふ」と訓読されている用例とについて、どのような事情があつて、そのような訓読文となつているかの説明が、課題として課せられた。
- (9) 右(8)の説明に基づいて、時代的には、補読敬語を排除する方向にあるが、適正な補読敬語採用訓読文を完成させることが、課題として



課せられた。

(10) 「たてまつらむとす」「まつらむとす」という謙讓語補読の訓読文についても、動作主体と客体などについての素朴な確認の必要性が、小さな課題として課せられた。

(11) 「むとす」全用例の「む」について、推量を意味するのか、意志を意味するのか、文法上の意味として、それら以外のものであるかなど、その意味を判読し、そう判読できる手掛かりを解明することが、課題として課せられた。

(12) 「むとす」の現代語訳（よ）うとするは、読者に誤解を与える恐れある表現であることが明らかなので、誤解を与えることのない適切な現代語訳を提案することが、課題として課せられた。

『日本書紀』訓読文「むとす」の、一定の検出作業を終えて、以上の課題を受けとめることができた。その課題がどれほどに解明できるか、不安を覚えながらも、今後の課題として、直ちに取り組むこととしたい。殊に、『日本書紀』は、史書である。誤読は、史実の理解を誤らせることにもなる。そう思つて、自ら課した課題の解明に努めることを誓つて、纏くこととする。

付章

小稿の、三章から三十二章までに検出した「むとす」原文の漢字別について、以下に一覧化することとする。  
 『日本書紀』訓読文の「むとす」

用例符号と、その用例数一覧

	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	計	
110	1	4	4	1	1	4	2	4	4	7	4	7	6	2	1				4	3	7	6	7	6	7	2	2	9	6	110	将=A	
10		2	1	1	1	1																					1		10	且=B		
8		4	4																										8	当=C		
1																													1	且臨=D		
1																													1	且当=E		
1		1																											1	且将=F		
51	2	1	1				4	3	1	1			4			2		12	3	2	4	1				4	2	2	51	欲=G		
4	1							1																		1			4	臨=H		
1													1																1	為=I		
2																				1									2	将欲=J		
1																										1			1	擬将=K		
5	3																									2			5	擬=L		
1																													1	将…忘=M		
27	3	1	1				1	3	1	1	1	3		3				1		1	1	1	2			3	2	1	27	該当字なし=□		
223	9	11	15	2	7	12	8	7	12	6	4	17	0	2	1	2	14	7	4	8	1	9	3	12	1	7	0	7	223	計		

付記

その後、歌謡のなかに、次の用例が存在することに気づいた。当然、万葉仮名表記の用例であった。

○ 一に云はく、大き門とより 窺ひて 殺さむと すらくを知らに 姫遊びすも (①二七九・⑥)

〔於朋者妬庸利 于介伽卑氏 許呂佐務菩 須羅句鳩志羅珥 比壳那素寐須望〕

右用例は、そこに「一に云はく、」とあるように、一説の紹介である。その『日本書紀』歌謡十八番には、「御間城入彦みまきいりひこはや 己おのが命をを 弑しせむと 窃ひそまく知らに 姫遊びすも」(①二七九・⑤)とあるところからは、その「殺さむと すらくを知らに」の「むとす」は、「むと窃む」に相当し、その「す」は「窃む」意を担っているともいえよう。なお、その「すらく」は、「す」の連体形「する」にク語法の「あく」が付いた「するあく」が融合した結果として現れた語形である。